

三条市農業活性化プラン

【概要版】

平成21年4月1日
三条市経済部農林課

1 活性化プラン策定の背景

三条市総合計画

豊かな自然に恵まれた、歴史と文化の息づく創意にみちたものづくりのまち

農業振興基本目標

時代の変化に対応できる産業を創出するまちづくり

基本計画

農林業の振興

三条市食育の推進と農業の振興に関する条例

農業資源及び担い手確保と持続的発展
自然環境の保全・良好な景観形成等機能発揮

グローバル化の進展

国内の産地間競争の激化

農業従事者の減少・高齢化

三条市農業活性化プラン策定へ

農産物価格低迷

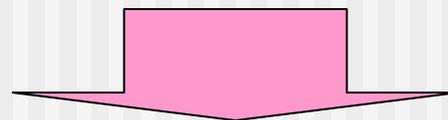
食の安全・安心、環境への意識の高まり

2 活性化プラン策定の目的

- グローバル化進展
- 産地間競争激化
- 農業従事者の減少
- 高齢化・後継者不足
-
- 国の施策の変更 全農家⇒担い手
- 農地・水・環境保全向上対策
-
- 農産物価格の大幅下落
- 食品の薬物中毒事案
- 偽装・不適正表示
- 環境への関心の高まり

市として力を入れる

- 課題を整理
- 課題解決取組
- 役割分担

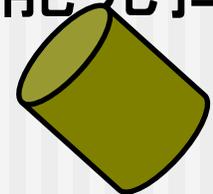
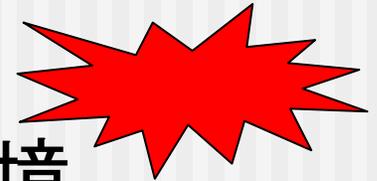


農業活性化プラン

平成21～23年

3 三条市農業の現況

- 農業産出額の長期低迷
- 消費形態の変化・厳しい販売環境
- 農業従事者等の高齢化・労働力の脆弱化
- 食の安全安心・自給率への関心の高まり
- 米消費量の減少・食の外部化簡易化多様化
- 地球温暖化・農業農村の多面的機能発揮



4 三条市農業の課題

■ 農産物の高付加価値化

価格下落
から脱却

■ 販路の開拓

高付加価値化農産物の市場動向を
的確に把握した販売ルート構築

■ 人材育成

経営者感覚
と資質向上

■ 地産地消

農産物情報
の受発信

■ 食育の推進

日本食の推進、食文化伝承
農業の重要性の市民理解

■ 環境保全

安全安心農産物生産への努力
循環型社会形成に向けた課題

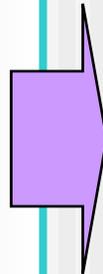
5 活性化プランの基本方向(目標)

- 農産物の高付加価値化
 - 主要作物の高品質化・差別化
 - 地場農産物活用⇒新たな商品開発
- 販路開拓
 - インターネット等活用⇒多様な販売ルート
 - 見本市・物産展等出店・海外輸出サポート
 - 他産業・異地点間連携
- 人材育成
 - 意欲ある担い手育成・確保
 - 多様な人材確保
- 地産地消
 - 地場産農産物愛用・地域内消費拡大
 - 直売所・しみん市等の取組みサポート
- 食育の推進
 - 食育推進計画推進
 - 食農教育
 - 地産地消による日本食の推進
- 環境保全
 - 環境保全型農業の拡大
 - バイオマス資源の利活用
 - 環境教育・保全活動サポート

6 基本方向別の施策

基本方向

- 1 高付加価値化をめざします
 - ○高品質農産物生産
 - ○新たな農産物加工商品開発
- 2 販路開拓に取り組めます
 - ○ICT利活用
 - ○国内外の物産展
 - ○他産業及び異地点間連携
- 3 意欲ある人材を育成します。
 - ○優れた農業経営者の育成
 - ○多様な担い手の確保
- 4 地産地消を進めます
 - ○地産地消運動の推進
 - ○地域特産物開発
- 5 食育を推進します
 - ○食育推進計画の推進
 - ○次世代農業教育
 - ○地場農産物を活用した日本食推進
- 6 環境保全に取り組めます
 - ○環境保全型農業の拡大
 - ○バイオマス資源の利活用



活性化プラン

- 1 高付加価値化をめざします
 - ○三条版高品質農産物生産基準の策定
 - ○地場農産物を活用した加工品開発
- 2 販路開拓に取り組めます
 - ○e物産市への意欲的農業者の参加
 - ○国内外の物産展等への出展
 - ○他産業及び異地点間との交流・連携
- 3 意欲ある人材を育成します。
 - ○経営資質向上のための研修会
 - ○経営診断活動 ○楽農希望者受入れ体制整備
- 4 地産地消を進めます
 - ○事業所等への地場産農産物供給
 - ○地産地消券 ○地域特産品目の情報収集・発信
- 5 食育を推進します
 - ○食育推進計画の推進
 - ○三条版子供農業の手引作成
 - ○米飯給食の充実、啓発活動、地産地消料理教室の開催
- 6 環境保全に取り組めます
 - ○高品質堆肥づくり ○環境にやさしい農業
 - ○田んぼの生き物調査活動

7 関係者の役割

三条市の役割

- ・活性化プラン趣旨⇒市民への理解合意
- ・総合計画の基本計画等施策
- ・国県との連携⇒効果的事業実施
- ・農業支援センター機能充実強化

農業者、農業関係団体の役割

- ・自らが安全安心な食料安定供給
- ・農村におけるまちづくりの主体
- ・高付加価値化、販路開拓の取組み
- ・地産地消、農作物自給率向上取組み
- ・環境保全型農業生産方式取組み

市民の役割

- ・生産現場との交流
- ・地場農産物優先購入
- ・日本食の実践
- ・地場農産物贈答品利用
- ・農地等のポイ捨て等防止条例遵守

事業者の役割

- ・地域内流通地域内消費実践
- ・流通体制、加工品開発研究
- ・生産者との連携、提案

8 活性化プランの推進体制

推進体制

点検

食育推進及び農業振興審議会

三条市
[施策の実施
⇒評価⇒見直
し]

JA・県等
関係機関

消費者

農業者

事業者

推進

農業支援センター
コーディネート機能強化

9 活性化プラン

9-1 農産物の高付加価値化 を目指します

指標	農産物の高付加価値化	基準	三条版高品質農産物生産基準	現状 (H20)	なし	目標 (H23)	基準に沿った農産物生産
----	------------	----	---------------	----------	----	----------	-------------

重点施策の目標と主要事業の取組

重点施策の目標	主要事業	平成21年度の取組
①高品質農産物生産 ・水田農業ビジョンに掲げる振興作物の高品質化・差別化を目指します。	機能性や含有成分に着目した高品質化・差別化	○三条版高品質農産物生産基準を策定し、意欲的農業者に周知します。 ○良質堆肥開発・利用の検討の場を設けます。 ○有機認証等の情報提供や栽培計画作成を指導します。
	○地域ブランドの確立	○生産システム認証制度の情報提供と導入の検討の場を設けます。
②新たな農産加工商品開発 ・農商工連携及び異地点間連携による地元産農産物を活用した新たな商品開発を行い、農産物の高付加価値化を推進する。	○地場産農産物を活用した加工品の開発	○米粉、果実、野菜等の地場産農林水産物を活用した加工品開発を推進
	○他地域の特産品とのコラボレーション	○地場産農産物を利用した加工品の開発にかかる検討会を開催します。(さつまいも・ひこぞえん・大豆・そば・レモングラスケーキ等)

9-1 重点施策

・主要事業の年度別計画	H20	H21	H22	H23
①高品質農産物生産		集中取組	集中取組	集中取組
機能性や含有成分に着目した高品質化・差別化	○高品質農産物生産基準の策定・周知、実証			
		○推進体制の構築・推進		
地域ブランドの確立	○認証制度の活用(周知・実証)			○販売戦略の構築

・主要事業の年度別計画	H20	H21	H22	H23
②新たな農産加工商品開発	先行取組	集中取組	集中取組	継続取組
地場産農産物を活用した加工品の開発		○加工品開発、販売戦略構築		
他地域の特産品とのコラボレーション		○加工品開発、販売戦略構築		

9-2 販路開拓に取り組みます

指標

指標	販路	基準	販路の数	現状 (H20)	5	目標 (H23)	7
----	----	----	------	-------------	---	-------------	---

重点施策の目標と主要事業の取組

重点施策の目標	主要事業	平成21年度の取組
①ICT利活用 ・多様な販売チャンネルの獲得	○にっぽんe物産市事業参加推進	○e物産市を広く農業者に周知し、意欲的農業者等の加入を図ります。
	○消費者への情報提供	
②国内外の物産展 ・国内外へ物産展等に参加	○物産展、フェアへの参加推進	○物産展、フェア等の情報提供をします。
	○販路拡大推進	○意欲的に取り組む農業者の出展を支援し情報発信(宣伝)します。
③異業種との連携 ・流通・外食・加工等の異業種との連携	○異業種や異地点間のマッチング推進	○異業種や異地点間との交流・連携を進めます。

9-2 重点施策

・主要事業の年度別計画	H20	H21	H22	H23
①ICT利活用	先行取組	集中取組	集中取組	継続取組
多様な販売ルートの獲得	○につぼんe物産市出店・周知・参加			
	○推進体制の構築			

・主要事業の年度別計画	H20	H21	H22	H23
②国内外の物産展	先行取組	集中取組	集中取組	継続取組
国内外への物産展に参加	○ネスパス等での物産展支援			
	○香港北陸フェア等の周知・参加			

・主要事業の年度別計画	H20	H21	H22	H23
③異業種や異地点間との連携		集中取組	集中取組	集中取組
流通・外食・加工の食品産業と連携	○安全・安心の地場産農産物の情報提供			○新製品の販売支援
	○異業種との交流の場の設定			
給食事業者等の連携	○地場産農産物の定期的供給の情報提供			
	○給食による地場産農産物の使用、異地点への供給・交流			

9-3 意欲ある人材を育成します

■ 指標

指標 1	優れた農業経営者の育成	基準	認定農業者数	現状 (H20)	495	目標 (H23)	434
---------	-------------	----	--------	-------------	-----	-------------	-----

) (法人化が進み経営者数は減るが優れた経営下の面積は増える)

指標 2	多様な担い手育成	基準	新規就農者	現状 (H20)	2	目標 (H23)	3
			女性起業家		1		2
			楽農者		1		2
			特定法人		1		2

■ 重点施策の目標と主要事業の取組

重点施策の目標	主要事業	平成21年度の取組
①優れた農業経営者の育成 ・認定農業者の経営感覚の向上 ・農業法人の経営感覚向上	○経営資質向上研修	○経営者資質向上のための研修支援をします。(継続) ○中小企業診断士による相談活動を実施します。(継続)
②多様な担い手育成 ・新規就農者の確保 ・女性起業家 ・楽農者 ・特定法人の農業参入	○情報収集、発信、相談活動	○情報収集、提供、相談活動を実施します。 ○意欲ある若者、自給農業等に取り組む楽農希望者等(定年等を含む)の受入れ体制の検討を進めます。

9-3 重点施策

・主要事業の年度別計画	H20	H21	H22	H23
①優れた農業経営者の育成	先行取組	集中取組	集中取組	継続取組
認定農業者の向上	○認定農業者に対する支援			
	○三条市担い手育成総合支援協議会支援			
農業法人の経営感覚向上		○経営者研修支援		
	○経営相談・診断のサポート			

・主要事業の年度別計画	H20	H21	H22	H23
②多様な担い手育成	先行取組	集中取組	集中取組	継続取組
新規就農者の確保	○新規就農者の確保・支援			
女性起業家	○女性起業家への情報発信、支援			
楽農者		○楽農希望者への情報発信、マッチング		
特定法人の農業参入	○特定法人への情報提供			

9-4 地産地消を進めます

■ 指標

指標	地産地消運動	基準	地域食料自給率	現状	82%	目標	90%
			直売所等施設数	(H20)	34	(H23)	40

■ 重点施策の目標と主要事業の取組

重点施策の目標	主要事業	平成21年度の取組
①地産地消運動 ・実需者と連携し、地元農産物の消費拡大 ・三条市の食料需給率の向上	○給食施設等での地元産高品質農産物の使用拡大推進 ○しみん市、直売所、インショップの推進	○学校や事業所等へ安全・安心でおいしい地元産農産物の購入の拡大をサポートします。 ○しみん市、直売所利用者に地産地消券等制度の取組を進めます。 ○直売所等の交流・情報交換会を開催します。
②地域特産品目 ・消費者の購買意欲を高める新たな高品質農林水産物の調査・研究	○地域特性を生かした新たな農林水産品目、品種の導入推進	○地域特産品目・品種の拡大に向け、情報を収集、周知します。

9-4 重点施策

・主要事業の年度別計画	H20	H21	H22	H23
①地産地消運動	先行取組	集中取組	集中取組	継続取組
流通業者及び実需者と連携し地元農産物の消費拡大		○地場農産物の地域内ルートの確立、整備		
		○情報交換		
三条市の食料需給率の向上	○しみん市、直売所の推進			
	○学校給食における地場産農産物の使用拡大			

・主要事業の年度別計画	H20	H21	H22	H23
②地域特産品目		集中取組	集中取組	集中取組
消費者の購買意欲を高める高品質農林水産物の供給	○推進体制の構築、情報交換			
	○新品目・品種の導入検討		○栽培実証	

9-5 食育を推進します

指標

指標 1	食育推進	基準	主食主菜副菜をバランスよく 食べている市民の割合	現状 (H20)	78%	目標 (H23)	90%
指標 2	次世代農業教育	基準	学校教育田活動	現状 (H20)	22校 101.3a	目標 (H23)	24校 101.3a
指標 3	地場農産物を活用 した食生活の実現	基準	安全配慮した野菜等を選ぶ 市民割合	現状 (H20)	67%	目標 (H23)	70%
指標 4	地域特産品目導 入	基準	学校給食使用の地元農産物 使用品目	現状 (H20)	31種類	目標 (H23)	34種類

重点施策の目標と主要事業の取組

重点施策の目標	主要事業	平成21年度の取組
①食育推進計画の推進 ・食育に関する推進体制を強化し、共通認識を深める。	○食育推進計画の推進	○食育フォーラムを開催します。
②次世代農業教育 ・小中学生の農業理解促進 ・農業者自らの食農教育支援	○農業体験活動支援 ○生き物調査実施 ○生産者と子供の交流会の 拡大充実	○学校教育田活動を充実し全小学校で実施します。 (継続) ○三条版子供用農業の手引きを作成します。 ○生産者交流会を開催します。(継続)
③地場農産物を活用した日本食の推進 ・米食習慣への復帰 ・地場産農林水産物を活用した食文化の継承 ・安全な地場農産物の生産と消費の推進	○地産地消による米飯給食実施 ○郷土料理講習会 ○直売市の開催支援 ○地場農産物活用の日本食啓発	○米飯給食を充実します。 ○地場産農産物料理教室の開催をサポートします。 ○直売所の開催を支援します。(再掲) ○生産者と消費者による啓発イベントを開催します。

9-5 重点施策

・主要事業の年度別計画	H20	H21	H22	H23
①食育推進計画の推進	先行取組	集中取組	集中取組	継続取組
食に関する共通認識を深める推進体制を強化する	○条例の制定	○食育の普及啓発活動・推進団体によるフォーラム開催		
		○推進体制の構築		
・主要事業の年度別計画	H20	H21	H22	H23
②次世代農業教育	先行取組	集中取組	集中取組	継続取組
小中学生の農業理解促進	○学校教育田活動			
		○農業の手引き作成・配付・活用		
農業者自らの食農教育支援	○三条産農産物の安全性の情報提供・交流会			
	○生き物調査活動			
・主要事業の年度別計画	H20	H21	H22	H23
③地場農産物を活用した日本食の推進	先行取組	集中取組	集中取組	集中取組
米食習慣への復帰	○健全な食習慣の普及啓発活動			
	○食生活ガイドラインの作成、配信			
地場産農林水産物を活用した食文化の継承		○地場農産物の料理教室		
安全な地場農産物の生産と消費の推進	○米飯給食の充実			
	○直売市の開催支援			

9-6 環境保全に取り組みます

指標

指標 1	環境保全型農業	基準	3割減々特別栽培	現状 (H20)	3,363ha	目標 (H23)	3,700ha
			5割減々特別栽培		380ha		500ha
			有機栽培		29ha		45ha

指標 2	バイオマス資源の 利活用	基準	剪定枝を堆肥化	現状 (H20)	78%	目標 (H23)	90%
			学校給食残渣の堆肥化		100%		100%

指標 3	生き物調査指導者	基準	指導者	現状 (H20)	6人	目標 (H23)	30人
---------	----------	----	-----	-----------------	----	-----------------	-----

重点施策の目標と主要事業の取組

重点施策の目標	主要事業	平成21年度の取組
①環境保全型農業 ・エコファーマー制度を推進し、環境に配慮した営農活動に取り組む農業者の育成	○水稲の有機、化学合成資材5割低減栽培拡大推進 ○エコファーマーの推進	○意欲的農業者へ情報提供し、栽培についてサポートします。 ○環境教育や保全活動の拡大をサポートします。 ○生き物調査指導者を養成します。
②バイオマス資源の利活用 ・資源循環型社会の形成	○未利用資源の活用推進	○良質堆肥開発・利用の検討の場を設けます。(再掲)

9-6 重点施策

・主要事業の年度別計画	H20	H21	H22	H23
①環境保全型農業	先行取組	集中取組	集中取組	継続取組
エコファーマー制度を推進し環境に配慮した営農活動に取り組む農業者の育成	<ul style="list-style-type: none"> ○エコファーマー制度の情報発信、育成 ○化学合成資材低減栽培法の情報提供・発信 ○有機農業学習会・普及・実証 			

・主要事業の年度別計画	H20	H21	H22	H23
②バイオマス資源の利活用	先行取組	集中取組	集中取組	継続取組
資源循環型社会の形成	<ul style="list-style-type: none"> ○学校給食残渣の全量堆肥化 ○良質堆肥の普及啓蒙 			<ul style="list-style-type: none"> ○良質堆肥普及拡大

用語解説

- **日本食** : 米を主食に主菜・副菜・汁物等をそろえた伝統的な日本の食事。
- **グローバル化** : これまでの国家や地域などの境界を越えて地球規模で複数の社会とその構成要素の間での結びつきが強くなることに伴う社会における変化やその過程。
- **バイオマス** : 動植物から生まれた再生可能な有機性資源で化石資源を除いたもの。
- **バイオエタノール米** : 発酵・蒸留して生産されるエタノール精製用の米。北陸193号・夢あおば等の品種がある。
- **水田農業ビジョン** : 地域の農業のあるべき姿を明確にし、具体的な行動を示したもの。
- **異地点間連携** : 自然環境・社会環境が違う地域との連携
- **グリーンツーリズム** : 都市住民が農家などにホームステイして農作業を体験したり、その地域の歴史や自然に親しむ余暇活動
- **e物産市** : 経済産業省からの委託を受け、中央エージェント(社団法人日本セルフサービス協会)と地方エージェント(全国30地域)とで、ICTを活用した「地産知消」市場
- **楽農者** : 持続可能な小さな農ある暮らしを求める人
- **高品質農産物生産基準** : 従来有形による評価や野菜の工業化に沿った農産物生産から次元を高め、品質・中身重視の指標をいう。硝酸濃度、ビタミンC含量、糖度、抗酸化性(ヒドロキシラジカル消去率)が考えられる。
- **生産システム認証制度** : JGAP(ジェイギャップ)等適切な農場管理と実践を認証する制度
- **認定農業者** : 「農業経営基盤強化促進法」に基づき、意欲的に農業経営を目指す農業者が農業経営改善計画を作成・申請し、市町村長から認定を受けた農業者。経営所得安定対策が実施され、個別認定農業者が法人に参加することにより目標年には認定農業者の数が減少することになります。
- **特定法人** : 農業参入の民間企業
- **3割減々特別栽培** : 農産物の生産過程等における化学合成農薬の使用回数が、慣行的に行われている使用回数の3割以下であり、使用される化学肥料の窒素分量が、従来から慣行的に行われている化学肥料の窒素分量の3割以下で栽培する方法
- **5割減々特別栽培** : 農産物の生産過程等における化学合成農薬の使用回数が、慣行的に行われている使用回数の5割以下であり、使用される化学肥料の窒素分量が、従来から慣行的に行われている化学肥料の窒素分量の5割以下で栽培する方法
- **有機栽培** : 化学合成された農薬及び肥料を使用しないで栽培する方法。JAS法改正に伴い、2001年4月より、有機の表示をすることができるのは、有機JAS認証を受けたもののみとなり、認定は、農林水産省が審査の上で登録をした「登録認定機関」が行う
- **エコファーマー** : 持続性の高い農業生産方式」の導入計画を作り、県知事の認定を受けた農業者